

鹿児島県内 市町村の移住・交流支援事業

【起業】

平成28年4月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
鹿児島市	起業	新規創業者等育成支援事業	<p>★ 一緒に、鹿児島を活気あふれる“+α”なマチにしませんか！ 新規創業者等を育成支援する「ソーホーかごしま」、情報関連企業の育成支援や中小企業の情報化を促進する「ソフトプラザかごしま」。 この2つのビジネス・インキュベーター施設は、事業計画立案や経営面でのインキュベーション・マネージャー(IM)によるサポート、各種セミナーの開催などで、鹿児島市に移住し、新たに創業するあなたの「未来」創りをお手伝いします。</p> <p>1 対象者 鹿児島市で新たに創業しようとする方(創業間もない方々)</p> <p>2 支援内容 ・創業予定者等への支援(相談対応・助言等) ・創業やビジネススキル向上に関するセミナー等の開催 ・ビジネスマッチング機会の提供や販路拡大支援 ・創業や事業拡大など資金面での制度の案内 など</p> <p>3 経費 無料</p> <p>4 運営 鹿児島相互信用金庫(地元金融機関) ・運営団体主催の商談会等への出席、若手経営者等との交流会 取引先とのビジネスマッチング あり</p> <p>※本市は、国から産業競争力強化法に基づく「創業支援事業計画」の認定を受けており、セミナー受講等の要件を満たせば、「株式会社設立に係る登録免許税の軽減」などの支援措置が受けられます。</p>
鹿屋市	起業	中心市街地空き店舗対策支援事業	<p>★ 鹿屋市の中心市街地商店街の空き店舗を活用して創業する者に対して、店舗改装等の創業に係る経費を助成します。</p> <p>1 対象地域 鹿屋市内中心市街地商店街</p> <p>2 要件 ア 補助対象業種を営んでいる者又は中心市街地や各商店街への集客やまちづくりに寄与する事業 イ 商店街等団体、通り会及び商工会議所、商工会に加入すること。 ウ 午前10時から午後4時までの間に2時間以上の営業を行うなど昼間営業を基本とすること。 エ 創業後、3年間は営業を行うこと。</p> <p>3 助成内容 100万円</p>
鹿屋市	起業	インキュベータ室の提供・入居者支援	<p>★ 新たに起業を目指している方や、新事業への進出を目指す方等に対して、その立上げ拠点(オフィス)として鹿屋市産業支援センター内にあるインキュベータ室を提供します。</p> <p>インキュベータ室概要</p> <p>1 室数・面積(2室・約33㎡) ※2室ともに入居中(1室は7/31まで)</p> <p>2 入居期間(原則2年以内)</p> <p>3 使用料(約22,000円～24,000円/月)</p> <p>4 共益費(1,000円/月)</p> <p>5 入居資格等 ①新たに起業を目指している方 ②新たな事業や分野への進出又は研究開発に取り組もうとする事業者等 ※入居申込者の現住所は市内外を問いません。</p> <p>6 入居申請(提出書類) ①インキュベータ室入居申込書 ②企業概要書(個人の場合は、履歴書及び業務履歴書)、事業計画書など</p> <p>7 入居審査 ①一次審査(書類審査) ②二次審査(審査委員会での事業計画等のプレゼンテーション)</p>
出水市	起業	中小企業振興資金制度	<p>★ 中小企業者の事業に必要な資金を融資し、本市中小企業の振興を図ります。</p> <p>1 融資額 小口資金 500万円以内 経営安定特別資金 3,000万円以内</p> <p>2 据置期間 1年以内</p> <p>3 融資利率 2.4%</p> <p>4 利子補給 1.2%</p> <p>5 信用保証料補給 県信用保証協会の保証料の2分の1以内を補給</p>
西之表市	起業	西之表市企業活動支援事業	<p>★ 西之表市内における事業所の新設、増設又は移設を行う皆さんに対して奨励措置を講じます。</p> <p>【対象事業者】 以下の条件を全て満たすことが必要です。</p> <p>1 市内で新たに雇用が発生する事業の用に供されること。(風俗関連産業を除く。)</p> <p>2 新規雇用者が3人以上。</p> <p>3 対象施設の設置については、市と立地協定を締結し、協定書に定める義務等が履行されていること。</p> <p>4 市税及び本市に関する使用料等の完納。</p> <p>【奨励措置の内容】 ○ 事業所設置奨励金…各年度における対象施設に係る固定資産税額に相当する額を、規則で定める期間交付。(最大3年間) ○ 雇用促進奨励金…規則の定めにより、新規雇用者1人につき12万円を交付。(1対象事業者につき1回2,000万円を限度) ○ 事業所賃貸奨励金…規則の定めにより、事業所の賃借に要した経費の4分の1に相当する額の支給。 その他、上記奨励措置のほか市長は、あつせん、援助又は便宜の供与を行うことができます。</p>

鹿児島県内 市町村の移住・交流支援事業

【起業】

平成28年4月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
西之表市	起業	商工業振興資金融資 利子補給補助金	<p>★ 西之表市内の市内商工業者経営の安定を図り、もって本振興に寄与するため、商工業振興資金融資の利子を補助します。</p> <p>【対象者の要件】</p> <p>(1) 本市に6か月以上居住していること。</p> <p>(2) 商工業者又は創予定であること。</p> <p>(3) 商工会及び市内金融機関等から経営支援を受けていること。</p> <p>(4) 市税等の滞納がないこと（法人及び代表者）。</p> <p>【対象となる資金】</p> <p>(1) 鹿児島県中小企業融資制度</p> <p>(2) 株式会社日本政策金融公庫制度資（教育一般貸付及び恩給・共済年金担保融資は除く。）（教育一般貸付及び恩給・共済年金担保融資は除く。）</p> <p>(3) 商工貯蓄共済融資制度金（積立の範囲内は除く。）商工貯蓄共済融資制度金（積立の範囲内は除く。）</p> <p>※ 借入期間が1年未満の資金は対象としません。</p> <p>※ 借換えに当たる資金は対象としません。</p> <p>【補助金の期間及び補助率】</p> <p>融資を受けた総額の1パーセント以内（利率が1%未満時は 融資を受けた総額の1パーセント以内（利率が1%未満時は 融資利率が上限）</p> <p>1事業者への補助額は、20万円を限度とします。</p>
西之表市	起業	中小企業振興資金融資	<p>★ 【融資対象者】</p> <p>市内に6か月以上住所、事業所を有し引き続き6か月以上経営している中小企業者。</p> <p>【融資あっせん申込】</p> <p>商工会に融資あっせん申込みをする。</p> <p>【融資金額・期間】</p> <p>融資金額 500万円</p> <p>融資期間 5年以内（1年以内の据置期間含む）</p>
垂水市	起業	企業等立地促進補助金	<p>★ ① 事業所の新設若しくは増設に要した土地、建物、機械等の取得額に1/10を乗じて得た額、ただし、3年分割で交付します。</p> <p>・限度額</p> <p>5人以上10人未満 1,000万円</p> <p>10人以上20人未満 2,000万円</p> <p>20人以上30人未満 3,000万円</p> <p>30人以上40人未満 4,000万円</p> <p>40人以上 5,000万円</p> <p>② 増加する新規地元雇用者1人につき5万円交付します。</p> <p>ただし、3年分割で交付します。</p> <p>・限度額 300万円（最大60人分）</p> <p>※ただし、事業所設置に対する補助金と雇用に対する補助金の合計額が400万円以下の場合は一括交付します。</p> <p>① 事業所を新增設し、新規地元雇用者増が5人以上</p> <p>② 新規地元雇用者増が5人以上</p>
いちき串木野市	起業	空き店舗等活用促進 事業補助	<p>★ ○市内商工業の育成及び振興に寄与するため、市内空き店舗等を活用し、新規開業を行う事業者に対し対象経費の半額を補助します。</p> <p>【空き店舗等の家賃補助（駐車場代含む）】</p> <p>・最初の6ヶ月間：上限30千円</p> <p>・7～24ヶ月間：上限15千円</p> <p>【店舗改装経費】</p> <p>・上限300千円</p>
奄美市	起業	ふるさと創生人材育成 奨学生（起業奨学生）	<p>★ 農林、水産、商工、観光又は情報通信に関する分野において、本市での起業を目的として専門技術の習得又は研修を受ける方を対象に、奨学金制度を設置しております。</p> <p>対象者：一般社会人</p> <p>募集人員：若干名</p> <p>貸付月額</p> <p>郡内奨学生…50,000円</p> <p>郡外奨学生…100,000円</p> <p>貸付の利率：貸付の利息は課さない</p> <p>貸付期間：研修期間（最長1年）</p> <p>返還方法</p> <p>技術の習得や研修等が終了した日の属する月の翌月から1年を経過した翌月から最長10年以内</p>
さつま町	起業	商工業新規参入者支 援補助金制度	<p>★ さつま町で新たに商工業を開業される方に対し、月額5万円を1年間支給します。</p> <p>1) 就業計画書に基づき、就業する新規参入者であること。</p> <p>(2) 認定申請時までに年齢が55歳未満であること。</p> <p>(3) 商工会員で町内に住所及び事業所（町外資本企業及びフランチャイズチェーン店（共同仕入等は除く。）は除く。）を有する者であること。</p> <p>(4) 税務署に開業届を提出した者であること。</p> <p>(5) 就業者の誓約があり、かつ、次に掲げるいずれかの第三者の保証が受けられている者であること。</p> <p>ア 両親</p> <p>イ 町内在住者</p> <p>ウ 町長が認める町外在住者</p> <p>(6) 他の優遇措置を受けていないこと。</p>